



資料編



# 1 五島市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第28号

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、五島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第3条** 子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 児童福祉施設を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が

ともに欠けたときは、市長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

**第7条** 子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議結果の答申)

**第8条** 子育て会議は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の作成)

**第9条** 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

**第10条** 子育て会議の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成29年3月31日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月12日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 五島市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体（役職等）	選出区分	備考
1	山本 泰三	五島市PTA連合会会長	保護者を代表する者	
2	林田 登志子	五島市保育会会長 （こもれびの舎保育園園長）	児童福祉施設を代表する者	会長
3	濱村 悦子	五島市放課後児童クラブ連絡協議会 会長（社会福祉法人皓統会）		副会長
4	窄 善明	五島市社会福祉協議会会長	各種団体を代表する者	
5	島 博則	五島市教育委員会学校教育課長	関係行政機関の職員	

## 五島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年4月

---

発行 長崎県五島市  
企画・編集 五島市福祉保健部社会福祉課子ども家庭未来班

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号  
TEL (0959) 72-6117  
FAX (0959) 72-6881

---